

吹田市スポーツ施設情報システムの利用に関する規則の一部改正の骨子案

1 趣旨及び概要

現在、スポーツ施設の予約等各種手続の利便性向上のため、吹田市スポーツ施設情報システム（以下「システム」といいます。）を導入していますが、各種手続の簡略化を図るための運用変更を行うものです。

2 改正内容

- (1) 利用者登録の廃止は、原則としてシステムにより行うこととします。ただし、市長が必要と認めるときは、利用登録廃止届の提出により行うことができることとします。
- (2) 登録カードの紛失等届を廃止します。
- (3) 登録カードの返還を不要とします。

3 施行予定

公布の日から施行します。